

平成24年8月

## 議会運営委員会会議録

平成24年8月10日（金曜日）

午後0時59分から

午後13時27分まで

第3委員会室

### ◎出席委員（7名）

委員長	矢 幡 秀 則 君	副委員長	三 浦 知 里 君
	柴 田 浩 行 君		水 野 正 光 君
	久 世 高 裕 君		吉 田 鋭 夫 君
	稲 垣 民 夫 君		
議 長	山 田 拓 郎 君	副 議 長	上 村 良 一 君

\*\*\*\*\*

### ◎欠席委員（なし）

\*\*\*\*\*

### ◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	加 藤 正 博 君	議事課長	丹 羽 巧 君
統括主査	舟 橋 きよみ 君		

\*\*\*\*\*

〈開会 午後0時59分〉

◎委員長（矢幡秀則君） 全員出席ですので、ただいまより議会運営委員会を開催いたします。最初に、「請願提出者の説明機会の保障について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

◎議事課長（丹羽巧君） 前回の全員協議会でちょっと議運のほうで、もんでほしいということでしたので、こちらで案を作成させていただきました。前回全協でお配りした、須坂市の事例ですが、こちらを参考に作りました。お手元に配付したものが実施要綱になります。須坂市と換えたところが、まず1点目に、須坂市のほうは請願と陳情も対象にしていたのですが、陳情のほうまで趣旨説明が必要なのかなということもありましたので、とりあえず請願のみで（案）として作りました。まず大きな違いはそこになります。第1条で「目的」ということを書きまして、これはほぼ須坂市の「目的」と同じような形をとりまして、第2条もほぼ同じような形で、須坂市の場合第3条という形で、「申出書」の記述がありませんでしたので、第3条で少し追加をいたしまして、「申出書」を様式第1という形で規定させていただきました。3ページのところに請願の趣旨

説明に関する申出書を付けてあります。先日の全員協議会の時にも議論が上がっていました趣旨説明の希望についてということで、犬山市の場合は委員会を原則公開にしておりますので、本人が公開を希望されない場合、ただ説明はしたい場合を想定しまして、真ん中に非公開というのを追加しています。希望が2つありまして、公開で希望するのか、非公開で希望するのか、また希望しないという3つを付けて、これのどれかを選んでいただくというような形を想定しています。前ページに戻っていただいて、第4条になります。こちら実施の方法を定めたもので、須坂市の例を参考にしてさせていただきました。現在、犬山市の委員会でもやっているのですが、現在については、休憩中にやっているのですが、それを委員会の最中にやるという形になっていますので、審査の冒頭に行くものとさせていただきました。時間は概ね5分以内。これはまた協議して10分のほうがいいのではないかという意見もありますので、ご協議をよろしく願います。3については、趣旨説明の後に、委員からの質疑に対し、委員長の指示により答弁するものとするとしています。4については、出席者及び説明者の規定を定めているのですが、須坂市の場合、2人以内というかたちにしてありましたけど、犬山市の昨年の民文の例ですと、4、5人みえたと聞いておりましたので、一応5人とさせていただきました。人数についてはご協議していただければよろしいかと思っております。提出者が個人の場合は「本人」、法人等の場合は「代表者が、原則出席するものとする」となっています。5については、「趣旨説明は1人が行うものとし、質疑に対する答弁は自由とする」とさせていただきます。6についても、「説明者用席は、委員長席正面に設置し、説明終了後、傍聴席へ移動するものとする。」と書きましたけれど、これまでどおり執行部側がない場で行いますので、ここが説明者席というかたちで、終わったら後ろへ移動していただくというかたちなので、席という規定はしていますが、場所としては特に代えないような事を想定して、こちらで説明していただき、終わったら後ろへ移動するようなことを想定しています。審査日時につきましても、これまでも説明を希望される方には、「2日目の10時からお願いします。」というようなことを、委員長と調整してやっていたので、それを規定として付けました。第6条については、公開ということですが、須坂市の例では、情報公開となっていましたけど、犬山市の場合は、原則公開ですので、そちらの記述にかえています。「ただし、公開することが適当でないとき、委員長が会議に諮って公開しないことができるものとする。」というかたちにさせていただきました。第2項としては、会議録に残すということ、このようなかたちで記述させていただきました。第7条については、「紹介議員は、補充的に発言できるものとする。」とさせていただきました。須坂市の例ですと、逆に、委員会が認めたときは、請願者に説明を求めることができるという記述がありましたけれども、特にこちらについては、省略させていただきましたけれども、やはりあったほうが良いという議論になりましたら加えてもかまわないと思います。お手元に、前回の須坂市の資料があればですが、須坂市の場合ですと、3ページの申出書なんですけど、こちらで作った案については、1番の規定ですけど、須坂市の場合ですと、2番として今の議会からの委員会審査での趣旨説明の依頼にかかる対応についてと

ということで、希望しない場合でも、委員会が求めた場合は出席できるかできないかという記述がありましたので、こちらについては、事務局として特には必要ないのかなと考えて今回は削ってあるという事例で提示させていただきました。こちらのほうが実施要綱という形で定めまして、実際に請願者に説明する場合、「請願の趣旨説明を希望する方へ」というのを一枚お渡しするかたちで、今の実施要綱を、書類上わかりやすく書いたものが、こちらの用紙になります。実際に請願者については、こちらのと申出書を渡して書いていただくということを想定します。以上、説明とさせていただきます。

◎**委員長（矢幡秀則君）** それでは、事務局から案が提示されましたが、それ以外に皆さんの希望、ご意見ありましたら発言をお願いします。はい、水野委員。

◎**（水野正光君）** よくできていると思いますが、基本的には積極的に保障していくということで、私たちも聞こうという姿勢ですので、5分以内とか5人以内とか、数を規制すると、特別問題ないと思いますが、印象としてはそうなるものですから。時間も5分ということではなくて、あらかじめ説明にどのくらい要するのか言ってもらって、1時間も2時間もという話にはならないと思いますが、5分か10分なのかね。人数についてもあらかじめ何人みえるのか言ってもらおうとかいうかたちで、それから趣旨説明についても1人されるのか2人されるのかあらかじめ決めてもらって、連絡をしてもらうほうが、相手側にしてもこちらとしても状況がお互いわかりやすいと思うので、そのようなかたちのほうがいいかと思います。

◎**委員長（矢幡秀則君）** はい、それでは水野委員の意見で、5分以内をもう少し時間を広げたらどうかと、5人以内も人数も増やした方がいいと、趣旨説明は1人ではなくて2人以上でもいいのではないかとの意見ですけれども。

◎**（水野正光君）** 人数ということではなくて、事前に申し出てもらうということをお願いします。

◎**委員長（矢幡秀則君）** はい、申し出てもらうということですね。  
はい、稲垣委員。

◎**（稲垣民夫君）** 時間はともかくとして、大枠は決めた方がいいと思います。人数もこちらで決めた方がいいと思います。

◎**（吉田鋭夫君）** 今の2人の意見を併せて、表現として「程度」とする。ある程度、概ね「5分程度」という表現ならば、柔軟に対応できると、表現の問題として。

◎**委員長（矢幡秀則君）** 3人の委員のご意見がでましたけれど、他には意見がございましたら。はい、久世委員。

◎**（久世高裕君）** 時間に関しては、長々と説明を聞いても、そんなに得るものってないですね。その後、質疑で聞けることのほうが、むしろこちらが聞きたいことは聞けるし、説明されるとき、今までもそうだったのでですけども必要ない情報も結構あったのです。ですから5分程度で十分じゃないかなと思います。

◎**委員長（矢幡秀則君）** 柴田委員はどうですか。

◎**（柴田浩行君）** 私も、ある程度制限はつけるべきだと思います。時間も人数も明記しておいたほうがいいと思います。

- ◎委員長(矢幡秀則君) 副委員長、意見は。
- ◎(三浦知里君) 皆さんが言われたように、ある程度決めておいたほうがいいと思うので、吉田委員が言われたようにきちっと決めるというより、ニュアンスを柔らかくして「程度」としたらいいと思います。
- ◎委員長(矢幡秀則君)皆さんの意見をお聞きしましたが、時間に対しましては「5分程度」、あるいは、趣旨説明者の人数は、「5人程度」ということで、曖昧にしたほうがいいという意見がありますが、皆さんどうですか。よろしいですか。あとは、表現については事務局の方で。
- ◎議事課長(丹羽巧君) 時間については「5分程度」でいいと思います。説明者を「5人程度」ということにすると、2人で来るつもりだったのが「程度」ではなくなるので、記述として少し考えさせてください。時間についてはいいと思いますけれど、人についての「程度」は、どうかなと思いますので、ちょっと考えます。
- ◎委員長(矢幡秀則君) それでは事務局をお願いします。
- 次に、趣旨説明の1人が行うものについては、どうですか。はい、久世委員。
- ◎(久世高裕君) 説明者は1人で十分じゃないかと思えます。
- ◎委員長(矢幡秀則君) 説明者は1人で十分ではないか、後で質疑がありますので、そこで答えてもらえばいいのではないか、という意見がありましたけれど、他に何かご意見ございますか。水野委員とは反対の意見がですけども、皆さん、どちらがよろしいか決めていただきたいですが。
- はい、水野委員。
- ◎(水野正光君) 質疑の時間を取って、フリーに話しをするということを保障した方が良いと思いますが、ここに書いてありますか。そうですね、これでいいです。
- ◎委員長(矢幡秀則君) よろしいですか。水野委員、1人で説明するというところで。
- ◎(水野正光君) はい。
- ◎委員長(矢幡秀則君) それではこのようなかたちで進めさせていただきます。この文書についてはどうでしょうか。9月定例会前の8月27日、全協の前に議運をもう一度開いていただいて文章を見直すのか、そのまま皆さんに文書を渡して、全協で報告することがいいのか、どちらがよろしいでしょうか。
- 今の協議した結果の文書ですが、訂正してもう一度開いてということですか。それでは、8月27日の議運の時に、もう一度文書を見直してもらって、その時に諮るということでよろしいですね。
- 次に「陳情の取り扱いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- ◎議事課長(丹羽巧君) こちらにつきましても、前回の全員協議会で、議運のほうで協議いただいたらということでした。こちらについても、他市の事例として全協でお配りいたしました、茨城県守谷市議会のを事例として使わせていただきました。そちらの方とほとんど同じようなかたちになっています。そちらを参考にさせていただき、審査に馴染まない陳情書といたしまして6項目上げてさせていただきました。他のホームページとかで、他紙の事例をみたときに守谷市議会の場合、こういった形で陳情書の内

容、具体的な事例等という形でまとめてあったので、一番詳しい書き方ということで、それを参考にして作ったのですが、例えば内容だけとしているところもありましたので、そちらだけでもかまわないというような意見もあるかとは思いますが。とりあえず一番詳しいのを基に作らせていただいております。守谷市議会の場合ですと、陳情についても「採択」、「不採択」というかたちでやっていたけれど、犬山市議会の場合ですと、「採択」、「不採択」という形ではないので、1項目目については審査しても明らかにその声に答えることは出来ないと思われるものということで、表現を変えさせていただきました。項目といたしまして、1番が法令違反、違反行為を求めるもの等、公の秩序に反するもの。2項目目としては、個人や団体を誹謗中傷、またはその名誉を棄損するもの。3番目としては係争中の裁判事件や異議申し立て等に関するもの。4番目としては市職員等に対して懲戒分限等の処分を求めるもの。5番目としては趣旨懇意等が不明瞭で判然としないもの。補足する意味で6項目といたしましてその他、議運で協議を経たのち議長が審査で馴染まないものと判断したものというようにまとめさせていただきます。

ただし、あくまでも審査については議運の場でしていただくというかたちなのですが、審査を行わないと判断した陳情についても、他市議会の事例をみますと、議員へそれを配付するというところは、行っているようなところが多いような感じを受けました。

あと、その他として、他市の場合ですと郵送によるものですか、市外の方からの陳情についても、馴染まないという訳ではないですが、陳情として取り扱いをしないという市議会もありましたので、それがいいのか、悪いのかと言うのは議論になるかと思えます。とりあえず含めてはいないのですが、今の事務局で出したものについては、1項目から6項目ということで、例としてあげさせていただきました。以上です。

◎委員長（矢幡秀則君） それではまた、事務局案も踏まえながら、皆さんでご協議をお願いしたいと思います。はい、久世委員。

◎（久世高裕君） 4番のところ、市職員等に対して懲戒分限等の処分を求めるものというところの具体的な事例で、「本来当該職員の任命権者に対して求めるべきであるもの等」とあるのですが、これの意味としては、市職員が例えば不祥事を起こしてその懲戒なんかをするべきじゃないかなと陳情をという意味ではなくて、市職員に求めるという、例えば職員の懲戒を求めるということを、市長に求める陳情書だったらいいのか。この記述はどっちなのだろうかと思ったのですが。

◎委員長（矢幡秀則君） 事務局どうですか。

◎議事課長（丹羽巧君） こちらについては、具体的な事例等にしたように、そういった申し出自体は、任命権者である市長の方に求めることが筋なので、議会の方に求めるべきではないということであげさせていただきます。

◎委員長（矢幡秀則君） はい、久世委員。

◎（久世高裕君） たとえば議会が市長にそういった要求するべきではないかという請願も考えられると思いますが、それについてはどうでしょうか。市長に出して、議会にも

出してということはよくあるので、そうなった場合にどうするのかということです。要は、市長に求めるべきものだから、議会に求めないでくださいというような規定に、この文書だとなると思いますけど、議会として行政を律するべき立場、それが監視機関としての業務じゃないかと思しますので、その業務を放棄するようなことはしない方がいいのじゃないかなと思います。そういった請願があがってきたときに、別にそれはそれとして、陳情ですね、市長に対してその職員の懲戒を求める陳情でというのはべつに排除する必要はないというふうに思います。

◎委員長（矢幡秀則君） はい、事務局。

◎議事課長（丹羽巧君） そうですね。久世委員がおっしゃることは、最もかと思いますが、こちらの方は陳情なので、どちらかという、今、久世委員おっしゃるように請願の方で出していただければ、これはあくまで陳情として扱わないものです。請願については何ら規定を求めています。それは何故かという、請願については紹介議員が必ずつかないと請願として成り立たないので、請願として出していただければ、それは何ら問題はありません。この前の案件も、個人を誹謗中傷する案件になるのではないかなということでここにあがってきたので、それも基本は、紹介議員がついたものであれば、請願として出してくださいと言えるのですが、失礼ない方ですが、請願でだせないの陳情としてあがってきたのではないのでしょうか。同じような案件かなと思うので、それが本来そういう求めがあるのであれば、請願として出していただければすんなりとおるので、それだったら必ず紹介議員がつきますので、そういう形で処理をしていただければいいと思います。あくまで陳情の取り扱いについてということで、他市の例を非常に参考にさせていただいておりますのでそう思うのですが、と解釈しております。

◎（久世高裕君） わかりました。あと、確認ですが、取り扱うかどうかというのは、議会運営委員会がいいのでしょうか。

◎（丹羽巧君） はい、それを想定しています。

◎委員長（矢幡秀則君） 他に、よろしいですかね。水野委員、よろしいですか。

◎（水野正光君） この中身、陳情ですが、守谷市議会はこういったきちとしたものを作ったということで、陳情についてもどういう手続きでということも含めて、文書を作らなければいけないと思います。

◎委員長（矢幡秀則君） 今水野委員のいうように、請願と陳情の取り扱いについてきちとしたものを作ったほうがいいのではないかという意見については、事務局どうですか。

◎議事課長（丹羽巧君） すみません。おっしゃるとおりで、先日の全員協議会でもそういった話が上がってしまして、実は今、鋭意努力しているところです。

私どもとしても、ここまで詳しく作れるかどうかわかりませんが、これを参考にしがてら、今作っている最中でありまして、今回の2つの協議していただいた内容を盛り込んだ形で、ちゃんとしたものを作ってもう一度この場で提示させていただき、協議していただくということを想定しております。もう少しお時間をいただけたらと思います。

◎委員長（矢幡秀則君） できたときに、一度FAXで流してもらい、間違いがあるとい

けないので皆さんにみていただいて進めたいのでそれでよろしいですか。

(「はい」の声)

◎**委員長(矢幡秀則君)** それではこのような形で進めさせていただきますのでよろしく  
お願いします。なおこの件については、9月定例会前の8月27日の全協で報告をして、  
9月定例会で取り扱う陳情から行っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

◎**委員長(矢幡秀則君)** はい、それではそのように進めていきます。その他で何かあり  
ますか。はい、事務局。

◎**(丹羽巧君)** 請願と陳情についての案内ですが、ボリュームがありますので、少しだ  
けお時間をいただきたいのでそのへんだけお願いします。

◎**委員長(矢幡秀則君)** はい、わかりました。しっかりやって下さい、よろしくお願  
いします。それでは、その他、皆さんから何か意見等ございましたらご発言をお願いしま  
す。

(「なし」の声)

◎**委員長(矢幡秀則君)** それでは、何も無いようですので議会運営委員会を閉じます。この  
後、午後2時から全員協議が開催されますので、第1・2委員会室にご参集ください。  
以上で終わります。ご苦労様でした。

〈閉会 午後1時27分〉